

第 66 号議案

小城市次世代育成支援地域行動計画庁内推進委員会設置要  
綱を廃止する訓令について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

提案理由

平成 27 年 4 月 1 日の組織機構改革のため、小城市次世代育成支援地  
域行動計画庁内推進委員会設置要綱を廃止する必要がある。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市次世代育成支援地域行動計画庁内推進委員会設置要  
綱を廃止する訓令

小城市次世代育成支援地域行動計画庁内推進委員会設置要綱(平成19  
年小城市教育委員会訓令第6号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## 小城市次世代育成支援地域行動計画庁内推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 小城市次世代育成支援地域行動計画(以下「計画」という。)を策定したことに伴い計画の進行管理及び推進を図るため小城市次世代育成支援地域行動計画庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の進行管理及び推進に関すること。
- (2) その他計画の目的達成に必要な措置に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、健康増進課、高齢障害福祉課、総務課、建設課、学校教育課、生涯学習課、こども課の職員をもって構成する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、こども課長が必要に応じて招集する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども課において処理する。

### (その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。